

司書教諭の諸問題について

菅原春雄

I. はじめに

司書教諭は、広く図書館職員であるが、学校図書館において、児童、生徒の図書館利用に際して、指導、助言する教諭ということであり、学校図書館法にも、司書教諭の必要性を認めている。¹⁾ しかしながら同法附則に「学校には当分の間、第5条1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる」という条文がある。法施行後30年以上も経過している現在、当分の間が削除されない。にもかかわらず、一方では司書教諭の養成が盛んに行われているのである。そこで、法施行後における司書教諭養成の変遷と今後の課題を追求してみることにする。

II. 司書教諭の養成

司書教諭の養成は学校図書館法、司書教諭講習規程により実施されている。一つは講習であり、もう一つは大学における司書教諭に関する科目の履修である。以下講習での実施、大学での養成について述べることにする。²⁾

(1) 講習

文部省は昭和29年学校図書館司書教諭講習規程を公布し、同年8月、東京学芸大学、大阪学芸大学（現大阪教育大学）に委嘱して、それぞれ300名づつ、計600名を対象に講習を実施し、その後毎年全国各地の大学で文部省委嘱による講習会が継続され、今日に及んでいる。³⁾

司書教諭の受講は、前述の講習規程に基づいて、まず、条件とすれば、教員免許状を持ち、所定の科目を、講習実施大学で受講し、合格す

科目名	単位数
学校図書館通論	1
学校図書館の管理と運用	1
図書の選択	1
図書の整理	2
図書以外の資料の整理と利用	1
学校図書館の利用指導	1
児童生徒の読書活動	1

〔注〕司書講習科目の振替（昭和43年）

図書館通論 2	学校図書館の管理と通用 1
図書館活動 2	児童生徒の読書活動 1
図書館資料論 2	図書の選択 1
	図書以外の資料の利用 1
資料目録法 2	図書の整理 2
資料分類法 2	

ることである。履修科目は上のとおりである。

資格附与の講習は、これら全科目にわたって開講されるべきだが、実際にはその半分の4単位の講習にとどまっているのが現状である。

その理由は、「当初文部省は司書教諭有資格者の皆無な状態であった。それで、できるだけ短期間に多数の司書教諭を養成配置したいという考えからであった。そのために現に学校図書館で実務に従事し、成績優秀な教諭に対しては地方教育委員会の証明があれば、その経験を尊重し、2年以上の経験者には4単位の免除、4年以上の経験者には6単位の免除を認めたのである。この処置は当時としては、まことにやむを得ない臨時応急策であったが、この臨時便法は恒久化して今日まで継続している。

よって毎年文部省が官報で司書教諭講習大学を委嘱しているが、開講科目は2～4単位ぐらいである。」⁴⁾

司書教諭の資格を取得したいと希望する教師は、まず、学校図書館係りとなり、2年の実務経験を積んだ後、文部省の委嘱する大学で、4単位（図書の整理2単位、図書以外の資料の整理と利用1単位、学校図書館の利用指導1単位）の司書教諭の科目を受講すればよい。

もし経験年数が4年以上であれば受講科目は〔図書の整理2単位〕で済む。〔注〕学校図書館司書教諭講習規程附則5項

ただし2～4年の経験は地方教育委員会で成績優秀だと証明された人に限るので、願書とともに実務の経験証明書の提出が必要である。2～4単位の科目で不十分なことは何人も気づくところであるから、地方の教育委員会では、しばしば現職者の実務研修会を催し、受講前あるいは、受講後の司書教諭の資質向上に務めている。厳格な地方教育委員会では大学の講習会参加の段階で、受講証明書交付に研修会修了者のみ許可するとか、あるいは4年以上の経験者でも4単位の受講をすすめるなどの手段をとっている。

ちなみに、司書教諭講習実施開始の昭和29年からの開講大学は東京学芸大学をはじめとして北海道教育大学から鹿児島大学まで主として国立大学で実施されている。

また司書教諭講習修了者は昭和54年度までに9万6千人となり今日では11万人以上となっている。⁵⁾

(2)大学

我が国の大学に図書館学が開設されるようになったのは、戦後からである。

現在、東大、京大をはじめとして国立大、公立大、私立大及び公・私立短大で230大学以上で開講されている。

これらの大学における図書館学の内容は一律ではなく、したがって開講される科目名、単位数も一様でない。しかし図書館学開講大学の大多数は直接あるいは間接に図書館員の養成を目的としていると言ってよい。

司書養成については、図書館法施行規則を基に、最低19単位以上開講、司書教諭養成については、司書教諭講習規程による7科目8単位を基に、実施され、大学によっては、司書のみ、司書と司書教諭、あるいは司書教諭のみ開講されている。

文部省は昭和29年司書教諭講習規程を公布し、現職教師を講習によって司書教諭を養成することだけしか考えなかった。ところが昭和29年以降国立教員養成大学や私立大学、短大の図書館学講座、あるいは課程が年ごとに充実し、単位数も増加し、開講大学も全国教育大学の大部分が開講している。

また受講生も年々数を増してきている。

資格は卒業と同時に司書教諭と教員免許状が取得できる。実際は司書は卒業時大学から、司書教諭は一年おくれで修了証書を出す。

これは、司書教諭資格付与は現行法において文部省の実施する講習（司書教諭）一本に決められているからである。

よって在学中教員免許状と7科目8単位の図書館学の単位取得者は形式的に講習に参加させ、参加者に講習修了証書を出す方法をとっている。したがって、大学在学中に司書教諭資格に必要な図書館学7科目8単位と教員免許状に必要な単位を取得した人は卒業の年に限らず、何時でも講習に参加できる。

願書に上記の単位証明書を添えて、その年度の講習を実施する大学に提出する。

多くの講習大学は6月、7月に願書を締め切るので、期日までに間に合うことが大切である。

願書が受理されると後は自動的に講習修了者として事務処理され、文部省から修了証書が交付されることになる。

〔注〕法的根拠く司書教諭講習規程附則第2項

文部大臣は、受講者のうち、この省令施行の日までに又は施行の日以後に大学（文部省設置法昭和24年法律第146号）附則第11項に規定する図書館職員養成所を含む。）において、第3

条に規定する講習の科目の単位に相当する単位等を修得した者については、当該単位等に相当する同条に規定する講習の科目の単位を修得したものとすることができる。⁶⁾

Ⅲ. カリキュラム

司書教諭のカリキュラムは講習においても、大学においても原則として司書教諭講習規程第3条に掲げる科目を基本として編成されている。すなわち7科目8単位である。(学校図書館通論1, 学校図書館の管理と運用1, 図書の選択1, 図書の整理2, 図書以外の資料の利用1, 児童生徒の読書活動1, 学校図書館の利用指導1)

大学における図書館学では、とくに司書教諭のコースであれば、7科目8単位または科目は同じで単位数の増加や科目の名称を省令科目でなく、その大学なりに設けて〈相当科目〉行っているところもある。

司書コースとあわせて司書教諭コースも取れるところも大部多く、その場合、科目、単位は司書講習科目と司書教諭の2科目を図書学講座、図書館学課程として、その中に盛り込んでいる。そうした場合、Totalの科目、単位は23~27単位。また大学の特色を生かす、またより充実のため、必須科目に独自の科目、選択科目に独自の科目あるいは、43年図書館法施行規則一部改正による38単位構想からの科目の導入など大学なりの特色を生かし、法定を基本にし、より充実した科目を開設している。しかし、こうした図書館学課程は、大学の専門科目と平行し、履修するところが多く、時間割編成では、うまく調整できるか問題になってくる。例えば、5時間目に、土曜日の午後、あるいは通常の時間割に入らないので夏期、冬期の休みに集中講義をしているところもある。

ところで、カリキュラムの変遷をたどって見ると、法施行後30年以上経過しているにもかかわらず、司書教諭の科目は7科目8単位である。

当初よりこれに対して、問題がなかったわけではない。

当局〈文部省〉では、有資格者の早期搬出をとった。その方策として、経験による科目の免除など臨時策をとった。これが依然として今日まで続いている。これで学校図書館専門職員たる司書教諭でよいのか。早急な見直しと、資質の向上を図るべきである。

司書教諭講習がこのように、不備ながらも定着してきた。また昭和30年代後半から司書教諭の資質向上を図るための養成基準案、試案が図書館学の教育界からあいづいて提案されてきた。

まず、日本図書館協会教育部会が、昭和40年図書館学教育改善試案を提示した。これが通称、深川私案と言われるものであるが、館種別養成基準を打ち出したものである。

学校図書館関係の方を見ると、「学校図書館の専門的職務に従事する教育の養成に必要な図書館学の課程」ということで

- 必須科目14~20単位(図書館学概論2, 学校図書館学概論2, 学校図書館資料論3~4, 学校図書館資料組織論3~4, 学校図書館経営論2~4, 読書指導2~4,
- 選択科目6単位(児童, 青少年文献2, ストーリーテリング2, 学習資料2, 視聴覚資料2, 学校図書館学特殊講義2,
- 関連科目(教育行政, 教育管理, 教育課程, 学習指導, ガイダンス, コミュニケーション, 教育調査, 研究)が例示された。

昭和43年図書館法施行規則改正による司書講習科目が司書教諭講習科目に相当する(振替)ものが改定された。

司書講習科目	司書教諭講習科目
図書館通論 2	学校図書館の管理と運用 1
図書館活動 2	児童生徒の読書活動 1
図書館資料論2	図書の選択 1
	図書以外の資料の利用 1
資料目録法 2	図書の整理 2
資料分類法 2	

よって、司書と司書教諭を同時に履修する場合、上記の司書講習科目の科目を履修すれば、司書教諭講習科目を履修したことになる。

すなわち、科目、単位の読み替えが認められたこと。ただし逆に司書教諭講習科目を履修し、司書の科目を履修したことに認められないことを理解しておくこと。(法定上そうになっている。) そうすると、大学、短大の図書館学課程で司書と司書教諭を同時に履修していれば、司書教諭の方は、司書の図書館通論2、図書館活動2、図書館資料論2、資料目録法2、資料分類法2と司書教諭必修科目の学校図書館通論1と学校図書館の利用指導1の2科目2単位。Totalで7科目12単位履修すればよいことになる。また大学で司書教諭科目を法定の7科目8単位設置しているところでは、その7科目8単位を修得すればよい。が、司書講習科目と同時に、また司書教諭独自の立場の単位数に問題がある。

現在どこの大学でも、この方法で実施しているのが現状である。

昭和47年には、昭和40年のカリキュラムの試案とは異った図書館学教育基準を発表した。

これが通称室伏試案と言われるが、いわゆる司書のグレード化である。司書教諭課程基準を見てみると、「司書教諭1級、司書教諭2級とする」となっている。単位数は1級で専門科目38単位、2級で18単位、専門科目の内容を見ると「学校図書館原理、学校図書館資料論、学校図書館資料各論、学校図書館資料組織論、学校図書館奉仕論、学校図書館利用指導、読書指導、資料作成法、学校図書館経営論、学校図書館実習」となっている。

いままで一連の日本図書館協会教育部会試案を述べてきたが、次に、これとは別に、昭和53年全国学校図書館協議会の学校図書館職員養成計画委員会が「司書教諭および学校司書の資格基準等1次案を発表した。

○司書教諭の要件

これは学士の称号をもち、教員免許状を所有し、学校図書館に関する専門科目32単位以上履修した者とある。専門科目を見ると必修科目8科目22単位以上で(学校図書館通論4、学校図書館管理運用論2、教育メディア論Ⅰ4、資料組織法4、資料組織法Ⅱ2、メディア利用指導法2、参考調査法2、学校図書館実習2)、選択科目は、(A群～E群まで)5科目10単位以上である。

この養成案は学校図書館法を改正して、とくに養成の中でも、大学における養成カリキュラム案を提示したものである。

これと一緒に、はじめて学校司書の制度化案が出された。依然に通称で言われており、司書、司書補が学校図書館職員であった。

今回の学校司書の資格条件を見ると

- 1 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
- 2 教職に関する科目10単位以上修得した者
- 3 学校図書館に関する専門科目26単位以上修得した者

必修科目を見ると9科目20単位以上(学校図書館通論2、資料運用法2、児童青少年文献2、メディア制作法演習2、資料組織法Ⅰ4、資料組織法Ⅱ2、資料組織法演習2、参考調査法2、学校図書館実習2)選択科目はA、B群より3科目6単位以上とある。

続いてこの2次案が昭和55年に出された。

それは以前のを充分検討、修正し、一応の結論を得たものである。これらを具体的実現化を図るには、先に述べた基本的憲法といわれる学校図書館法の改正をまたなければならないことである。

まず改訂なるものを見ると、次のとおりである。

司書教諭の資格要件

司書教諭は、学士の称号を有し、かつ次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。(なお司書教諭の任用については、教諭として

6年以上の経験を有するものでなければならぬ
い)

1. 教育職員の普通免許状を所有すること
2. 学校図書館に関する専門科目24単位以上
修得した者

必修科目内容を見ると、9科目20単位以上で、
基礎原理部門

学校図書館通論 2

学校教育と学校図書館 2

経営・教育活動部門

学校図書館経営論 2

図書館利用教育論 2

レファレンス・サービス 2

メディア部門

学校図書館資料論 2

児童青少年資料Ⅰ又Ⅱ 2

資料組織部門

資料組織法(演習含)Ⅰ 3

資料組織法(ク)Ⅱ 3

選択科目A—Cの2群以上にわたって2
科目4単位以上取得する。と言う内容のも
のである。

次に学校司書の方を見ると、学校図書館に関
する科目は以前の(昭和53年の)26単位か
ら24単位と2単位減った。

以上が学校図書館司書教諭講習規程制定から
の科目をより充実、改革しようと図書館界、
図書館学教育界で試案、提案されたカリキ
ュラム案であり、その変遷を見てきた。

しかし、これらを改革して行くには、何度も
くりかえすが、根底として学校図書館法の
改正にある。そして今後図書館教育計画の
中で前端的に改革を図って行く必要がある。
7)

IV 問題点

司書教諭養成で問題点になるのは、やはり学
校図書館法の改正にある。改正問題は、学
校図書館法成立前後からあったと言われて

いる。現行法で何が問題か、また成立以後
どのような改正運動が行われてきたか見る
ことにする。

まず現行法における問題点を列挙してみると、

○学校図書館法

第5条(司書教諭)学校には、学校図書館の
専門的職務を掌らせるため、司書教諭を
置かなければならない。

2 前項の司書教諭をもって充てる。この場
合において、当該教諭は、司書教諭の講習
を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学
が文部大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除く外、司書教諭
の講習に関し、履修すべき科目及び単位そ
の他必要な事項は、文部省令で定める。第
7条(国の任務)国は、学校図書館を整備
し、及びその充実を図るため、左の各号に
掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1) 学校図書館の整備及び充実並びに司書教
諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

附則

2. <司書教諭の設置の特例> 学校には当
分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、
司書教諭を置かないことができる。

○司書教諭講習規定

第3条<履修すべき科目及び単位>で現行の
7科目8単位でいいのか。

附則2～5項までにおける問題。

この条文見てもわかるように、現実性に伴わ
ない。また矛盾する面も多いことに気づくであ
ろう。これが法施行後今日まで30年以上経過し
ていることである。

司書教諭について、学校図書館法では「置か
なければならない」と規定しているが、必置で
ないこと、また司書教諭の専任、兼任のことに
も触れず、さらに司書教諭を助ける学校司書に
ついては触れるところがない。

附則において当分の間、とは法律上何年を言

うのか、話によれば暫定措置として当分の間はとはせいぜい10年ぐらいの間を考えていた、という。それが今日までおよんでいる現状である。

我々としては、法施行時より附則2項の撤廃を強く主張している。でなければ有名無実化であり、附則2項の撤廃と司書教諭の制度化(学校司書を含めて)、必置化が早急の課題である。

○司書教諭にかかわる学校図書館法改正運動の流れを年表形式的にみると⁸⁾

昭和24年 学校図書館基準

この中で基本原則第4項として「学校図書館は従来の実情にかんがみ予算、人員の配当について特に考慮される必要がある。」

〔人の構成〕のところでは

1. 専任の司書教諭をおく
2. 司書教諭は児童生徒14人につき1人、また蔵書1万冊につき1人の割でおく。ただし500人以下の学校ではパートタイムの司書をもって代えることができる。
3. 司書教諭のほかには事務助手をおく。
4. 教員が学校図書館の運営に当る場合は図書館経営についての知識技術を修得する必要がある。
5. 司書教諭は図書および図書館利用に関する指導も行ふ。
6. 児童生徒の委員を選出して積極的に運営に参加させる。

昭和24年 学校図書館協議会が文部大臣へ建議を出した。次の事項について必要な措置を講ぜられるよう建議する」として主要なものをあげると、

2. 学校長教職員および司書教諭に対して学校図書館についての理解と技術の普及を図ること。
3. 司書教諭の職制を確立し、その免許制度を設定すること。
4. 教員養成大学に図書館学の講座を設けること。

昭和24年 日教組が文部大臣へ要望書提出。

2. 学校図書館に専任司書並びに事務員をおくこと。
3. 学校図書館設置基準を法律化すること。
4. 学校司書を養成すること。
 - イ. 教員養成機関に図書館講座を必修単位として履修せしめること。
 - ロ. 現職教員を司書とするために国庫負担による講習会を開くこと。

昭和25年 全国学校図書館協議会が文部大臣へ「学校図書館充実に関する要請書」提出。

2. 学校図書館基準を法制化すること。
3. 専任司書並に専任事務助手をおくこと。
 - 1) 専任司書は最低1人、児童生徒1,000人を越える場合更に1名を加える。
 - 2) 専任助手は児童生徒5,00人につき1人をおく。
4. 司書教諭を養成すること。
 - 1) 教員養成機関に図書館学講座を必須単位として履修させること。
 - 2) 現職教員を司書とするため早急な講習会を開くこと。
6. 各教育委員会に学校図書館専任指導主事をおくこと。

昭和28年 衆議院法制局が学校図書館法案(免許制司書教諭制)を作成。

○第5条<国の任務>

第二項 学校図書館の整備充実及び司書教諭の養成に関する総合計画を樹立すること。

第6条<設置者の任務>

○学校の設置者は、その設置する学校の学校図書館の整備充実を図り、且つ、その円滑な運営を行うのに必要な員数の司書教諭その他の職員を配置することに努めなければならない。附則、1~10

昭和28年 学校図書館法制定

第5条<司書教諭>

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2. 前項の司書教諭は、教諭をもって充て

司書教諭の諸問題について

る。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3. 前項に規定する司書教諭の講習は、大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。
4. 前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

昭和36年 社会党が学校図書館法の一部を改正する法律案（司書助教諭制）

第5条<司書教諭及び司書助教諭>

昭和36年 全国学校図書館協議会が学校図書館職員配置方針案（第3次案）打ち出す。基本方針として司書教諭の発令促進および学校司書の配置（現に学校司書に相当する職務にある者の身分保障）については、学校図書館法の改訂によって解決を図る。すなわち本配置方針の主眼は次の2点にある。

司書教諭

1. 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため司書教諭を置かなければならない。
2. 司書教諭は教諭をもってあてる。
3. 司書教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
4. 司書教諭の講習は学校図書館学の講座を有している大学が行なう。
5. 司書教諭講習において履修すべき科目、単位など必要事項については、文部省令で定める。ただし、履修すべき単位数は、最低学校図書館の専門科目8単位を下ることができない。
6. 司書教諭講習の修了証は都道府県の教育委員会および都道府県知事が授与する。
7. 第1項に規定する司書教諭は、学校編成の規模が6学級以上で、蔵書2,000冊を越える学校に専任者1名をおき、これ以外の学校には兼任者を1名おく。

学校司書

1. 学校には学校図書館の技術的な職務を掌り、司書教諭の職務を助けるために、別表1に定めた定数にもとづき学校司書を置かなければならない。
2. つぎの各号の一に該当する者は、学校司書となる資格を有する。
 - 1) 学校図書館の専用諸室の合計面積が60平方メートル未満の場合。
 - 2) 資料の館外貸出を実施していない場合。
7. 第1項の規定にかかわらず、過半数をこえない範囲において、学校司書補をもってあてることができる。

附則

1. 二の7で規定する兼任司書教諭の担当授業数は週10時間以内とする。
2. 三の4で規定する学校司書講習において履修すべき科目はつぎの各表に定めるところによる。

必修科目 7単位 選択科目 2単位
(各群からそれぞれ1単位)

○必修科目<学校図書館通論1, 図書の選択と整理2, 図書以外の資料の整理1, (広報活動など含む)。図書館資料の運用1, 学校図書館実習2>

○選択科目

甲群<教育原理1, 教育心理(児童心理, 青年心理)1, 青少年文献解題1, >
乙群<修理製本法1, 印刷編集技術1, 図書館施設用品1, >

昭和44年 自民党内藤誉三郎試案「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案

別表1

	2,000 番以上	3,000 番以上	6,000 番以上	10,000 番以上	15,000 番以上	25,000 番以上
6学級以上	1名	1名	1名	1名	1名	2名
9学級以上	1名	1名	1名	1名	2名	2名
18学級以上	1名	1名	1名	2名	2名	3名
24学級以上	1名	1名	2名	2名	3名	3名
36学級以上	1名	1名	2名	2名	3名	4名

(学校図書館主事制・公共図書館との交流)
が発表。

ここでは学校教育法、学校図書館法の一部を改正し、学校図書館主事と学校司書を設けることである。

昭和44年 社会党が「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案(教育職学校司書・複数配置)を参議院への提出。

昭和45年 全国学校図書館協議会が「学校図書館法の一部を改正する法律案(学校図書館主事、行政職学校司書)を発表。

昭和47年 「学校図書館法の一部を改正する法律案(司書教諭は校長の監督を受け、学校図書館に関する校務を処理する…が自民党文教委員長(内藤善三郎提案)によって衆議院通過、参議院継続審議。

昭和48年 社会党小林武提案の「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案(学校司書の教育職位置づけ)発表。

昭和50年 全国学校図書館協議会と日本教職員組合、日本高等学校教職員組合との学校図書館法改正運動についての覚え書をかわした。

昭和52年 日教組・両日高校・全国SLAが「学校図書館法改正法律案要綱」を発表。

昭和53年 衆議院法制局が「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案(試案)を作成。

昭和53年 日教組・両日高校・全国SLAが「学校図書館法改正運動の中間総括」を発表。

昭和54年 日教組が職場討議資料として「学校図書館法基本方向(案)(現行司書教諭制度の廃止・短大卒免許制司書教諭)を発表。

昭和55年 「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案要綱(四者の第二次要請案)発表。

昭和56年 全国学校図書館協議会が「図書館事業基本法案の付則で改正されるべき学校図書館関係法律案要綱」発表。

これが最新の改訂要綱である。要点を見ると、

○学校教育法

1. 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校には、学校司書を置かなければならないものとする。

2. 学校司書は、学校図書館法に定める学校図書館に関する専門的業務にあたるものとする。

○学校図書館法

5. 学校には司書教諭を置かなければならないものとする。ただし、児童、生徒がいちじるしく少ない等の特別の事情がある場合はこの限りでないものとする。

6. 司書教諭は、教諭としての相当の経験と、司書教諭の資格を有する教諭をあてるものとする。この場合、相当の経験とは、教諭として良好な成績で6年以上勤務したものをいうものとする。

7. 司書教諭は、大学において文部省令で定める科目を修得したものに与えられるものとする。この場合、学校図書館に関する科目24単位を下ってはならないものとする。文部省令で定めた期間は、文部大臣が大学に委嘱して行う司書教諭講習を修了したものに与えられるものとする。

8. 司書教諭は、学校図書館に関する校務をつかさどるものとする。

9. この法律施行のときに現に司書教諭として5年以上その職にある者、及び10年以上司書教諭として又は司書教諭の有資格者で、文部省令で定める職務を行った者は、改正後の司書教諭になれるものとする。

10. 学校司書は、学校図書館の専門的業務にあたるものとする。

11. 学校司書の資格は、大学に2年以上在学し62単位以上を履修した者で、教職に関する科目10単位、学校図書館に関する科目24単位を履修した者とする。また、文部省令で定めた間文部大臣が大学に委嘱して行う学校司書の講習を修了したもの、およ

び高等学校以上の学校を卒業し3年以上学校図書館に係る事務に従事かつ、学校司書講習を修了したもの、および司書教諭の資格を有するものに与えられるものとする。

12. この法律施行後5年間は、司書教諭にあてられる教諭は司書教諭の資格を有しなくともよいものとする。
13. 文部省令で定めた期間、学校司書を置くとする場合、その資格を有する者が得られないときは、高等学校以上の学校を卒業したものをもって学校司書の職務を行わせることができるものとする。
14. 現に相当する職にある者の移行、資格取得については特別に配慮すること。

その他の法律

1. 学校司書は、教育公務員特例法上の職員とすること。
2. 学校司書の定数は、公式義務教育諸学校及び公立高等職員の定数の標準に関する法学校教律に規定するものとする。
3. 学校司書の給与は、教育職俸給表2及3の2等級を適用すること。
4. 一般職が職員の給与に関する法律、助詞教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、義務教育諸学校等の女子教育員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の改正にあたっては、学校司書の職名は、教育職2等級格付職員につづいて配列すること。ただし、教育公務員特例法、高等学校の定時制教育のよび通信教育振興法については、常勤の講師の前に、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法については、職員の次に配列すること。

V むすび

司書教諭にかかわる学校図書館法改正運動の流れを年史的に見てきたが、種々の改正案、要望などが各所で努力された。にもかかわらず、今日まで実現しないことは、誠に残念に思う。最近生涯教育の必要性が社会的に認識され、学習、調査、研究に図書館が知的情報センターの機能を果たすわけである。

義務教育時より、必要とする情報をどこでどうさがすか、という学び方の技術、学び方の教育が今後必要になってくる。

それらを指導助言するのが、司書教諭、学校司書の役割である。

今後図書館界のみならず教育界からも学校図書館法改正に対して理解と協力のもとに進めていかなければならない。

参考文献

- 1) 学校図書館法(昭和28年8月8日法律第185号最終改正昭和41年6月30日法律第98号)日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編 図書館年鑑1983 日本図書館協会 1983 P404—405
- 2) 深川恒喜他編 学校図書館事典 第一法規 昭和41 P389—390
全国学校図書館協議会演習資料編集委員会編 図書館学演習資料前編 新訂5版 全国学校図書館協議会 昭和57 P20—22
- 3) 学校図書館速報版第781号昭和51年4月15日
- 4) 2)の「学校図書館事典」
- 5) 3)のデーターによる。
菅原春雄編著 図書館員になるには、改訂版 私立短期大学図書館協議会 昭和59 P35—40
- 6) 5)の文献全般
- 7) 菅原春雄著 我が国における図書館学教育の発展について。司書講習の史的考察、日本の大学における図書館学教育の史的考察、短期大学における図書館学教育の現状と問題点、文教大学女子短期大学部研究紀要第21集～23集、第26集(1977～79, 82)
- 8) 1)の図書館年鑑1983のP282—323